

スーパーマーケット検定  
試験監督官誓約書

企業内受験をご希望の場合は、以下の試験監督官誓約書・規約に同意の上、下記に必要事項をご記入いただき、S検事務局宛に郵送してください（郵送のみ受付）。社印のないものは無効です。

一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会  
会長 横山 清 殿

私は、下記の「スーパーマーケット検定 試験監督官規約」に基づき、スーパーマーケット検定における試験監督官を一般社団法人新日本スーパーマーケット協会が定める監督手続きに従い、厳格かつ公正に務めます。

また、本業務に携わっている期間中・期間外を問わず、出題の内容とその他業務上で知り得た秘密を他者に漏らさないことを誓約致します。

さらに、不正な監督行為が発覚したときには全受験者もしくは一部受験者を、また、不正な受験行為が発覚したときには当該受験者を、たとえ合格点に達していても合格無効とすることに異議はありません。

検定名				検定実施日		
社名（団体名）	社印					
郵便番号						
所在地						
電話番号						
ふりがな	所属部署		役職			
試験監督官氏名						
試験会場名						
試験会場住所						
当日の緊急連絡先						
試験監督官誓約書・規約	<input type="checkbox"/> 試験監督官誓約書・規約の内容に同意します。					

お送りいただく際は必ず写しを取り、試験終了まで大切に保管してください。

## スーパーマーケット検定 試験監督官規約

## 第1条(目的)

本規約は試験監督官に関する基本事項を定め、「スーパーマーケット検定」に係る試験監督の職務を委託することを目的とする。

## 第2条(資格)

試験監督官の資格は所属する企業・団体の推薦に基づき、厳格かつ公正に試験を実施できると当協会が判断した者に限る。役職などは問わない。

## 第3条(任期)

試験監督官の任期は、本紙にて登録をした試験日のみとする。ただし、再任を妨げないものとする。

## 第4条(委嘱)

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会会長（以下会長）は、試験監督官誓約書・規約の内容に同意し、かつ本紙の試験監督官誓約書を提出した者に対し、試験監督官としての業務を委託する。ただし、その資格に問題があることが判明した場合は、その限りではない。

## 第5条(役割)

- 試験問題の受領、試験日までの適正な保管
- 運営マニュアルに基づく運営
- 試験問題及び解答用紙のS検事務局への返送

## 第6条(解嘱)

会長は、試験監督官が次の各号に一つでも該当する場合、解嘱する。

- 辞退の申し出があったとき
- 職務上の義務違反をしたとき
- 試験監督官としての身分を利用して、特定の受験者や企業に有利に働くような行為をするなど、協会の信用を失墜させるような発言や行為をしたとき

## 第7条(秘密の保持)

試験監督官は、試験の出題内容、その他職務上で知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならない。

## 第8条(損害賠償請求)

会長は、試験監督官が受験者の不正行為を見逃したり、試験時間を延長したり、解答を誘導するなどの不正行為を行った場合には、試験監督官の所属する企業・団体の就業規則などの社内規定に基づき、試験監督官及び当該受験者の処罰を、企業・団体の代表者に対して求めるとともに、試験監督官に損害賠償請求ができるものとする。さらに、不正が発覚した場合には、過去にさかのぼって、合格者を不合格とすることができるものとする。

## 附 則

本規約は、会長が許可した日から施行する。